

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和元 年 6 月 21 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社アクアライン
フリガナ 住所 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号 第 1 ウエノヤビル 6 F
フリガナ 代表者氏名 代表取締役 大垣内 剛
 電話番号 082-502-6644
 FAX番号 082-502-4660
 メールアドレス shitei@aqualine.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	28	者
----------------	----	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和元年 6月21日

届出者

株式会社アクアライン
〒730-0012
広島県広島市中区上八丁堀8番8号
第1ウエノヤビル6F
代表取締役 大垣内 剛



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社アクアライン		
住所	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8番8号 第1ウエノヤビル6F		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>オホウチ</small> 大垣内 <small>ツヨシ</small> 剛		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
取締役	—	<small>コモリ</small> 小森 <small>ミツシ</small> 光嘉	令和元年5月30日 就任
取締役	<small>イシジマ</small> 磯嶋 <small>カス'ヒコ</small> 和彦	—	令和元年5月30日 退任
取締役	<small>ババ</small> 馬場 <small>マサノブ</small> 正信	—	令和元年5月30日 退任

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和元年 6 月 21 日

申請者

氏名又は名称 株式会社アクアライン
住 所 〒730-0012
広島県広島市中区上八丁堀8番8号
第1ウエノヤビル6F
代表者氏名 代表取締役 大垣内 剛



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F
株式会社アクアライン

会社法人等番号	2400-01-014666	
商号	株式会社アクアライン	
本店	広島市中区八丁堀12番8号ルミナス八丁堀5F	
	広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F	平成12年 5月11日移転 ----- 平成12年 5月11日登記
公告をする方法	当会社の公告は、電子公告により行う。 http://www.aqualine.jp やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成27年 6月23日変更 ----- 平成27年 6月26日登記
		平成27年 6月26日登記
会社成立の年月日	平成7年11月1日	
目的	<u>1. 一般事務処理、計算の受託</u> <u>2. 電話受信発信事務代行業務</u> <u>3. 給排水、衛生設備工事の設計、監督並びに施工</u> <u>4. 水道器具の修理、取り付け、水道施設工事の設計、監督並びに施工</u> <u>5. 洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業</u> <u>6. 漏水調査、水漏修理、給排水管等のつまり除去並びに定期清掃</u> <u>7. 以上3号ないし6号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋</u> <u>8. 錠前の施工、修理、交換、開錠並びにスペアキーの製造、販売</u> <u>9. 防犯、防火及び安全に関する設備機器、システムの設計、施工、販売</u> <u>10. ミネラルウォーター、清涼飲料、嗜好飲料、滋強飲料、乳製品の販売及び輸出入</u> <u>11. 酒類の販売</u> <u>12. ウォーターディスペンサー、浄水器の販売及び輸出入</u> <u>13. 以上10号ないし12号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋</u> <u>14. カタログ、チラシ又はインターネット・ホームページによる通信販売業</u> <u>15. 書籍、印刷物の企画制作及び販売</u> <u>16. 広告業</u> <u>17. マーケティング調査業</u> <u>18. 研修会、セミナー等催事の企画立案及び運営業務</u> <u>19. 前各号に付帯する一切の業務</u> 平成25年 5月28日変更 平成25年 6月 6日登記	
	<u>1. 一般事務処理、計算の受託</u> <u>2. 電話受信発信事務代行業務</u> <u>3. 給排水、衛生設備工事の設計、監督並びに施工</u>	

	<p>4. <u>水道器具の修理、取り付け、水道施設工事の設計、監督並びに施工</u></p> <p>5. <u>洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業</u></p> <p>6. <u>漏水調査、水漏修理、給排水管等のつまり除去並びに定期清掃</u></p> <p>7. <u>以上 3 号ないし 6 号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋</u></p> <p>8. <u>錠前の施工、修理、交換、開錠並びにスペアキーの製造、販売</u></p> <p>9. <u>防犯、防火及び安全に関する設備機器、システムの設計、施工、販売</u></p> <p>10. <u>ミネラルウォーター、清涼飲料、嗜好飲料、滋強飲料、乳製品の販売及び輸出入</u></p> <p>11. <u>酒類の販売</u></p> <p>12. <u>ウォーターディスペンサー、浄水器の販売及び輸出入</u></p> <p>13. <u>以上 10 号ないし 12 号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋</u></p> <p>14. <u>カタログ、チラシ又はインターネット・ホームページによる通信販売業</u></p> <p>15. <u>書籍、印刷物の企画制作及び販売</u></p> <p>16. <u>広告業</u></p> <p>17. <u>マーケティング調査業</u></p> <p>18. <u>研修会、セミナー等催事の企画立案及び運営業務</u></p> <p>19. <u>住宅に関する増改築・改装・修理・清掃・保守・管理等のサービスの提供、仲介及び紹介</u></p> <p>20. <u>住宅関連事業者に対する情報提供、市場調査、コンサルティング</u></p> <p>21. <u>住宅建築資材・機器の販売、仲介及び紹介</u></p> <p>22. <u>通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス業務及び情報収集サービス業務</u></p> <p>23. <u>建築工事業及び住宅リフォーム工事業</u></p> <p>24. <u>建築に付帯する内外装工事の請負</u></p> <p>25. <u>フィットネスクラブの経営</u></p> <p>26. <u>スポーツクラブ、スポーツ教室及び文化教室の経営</u></p> <p>27. <u>スポーツと美容に関するコンサルタント業務</u></p> <p>28. <u>トレーニング用機器・器具、運動器具及びスポーツ用品の販売</u></p> <p>29. <u>医療用器具、理学診療用器具、口腔衛生器具及びその付属品の販売、賃貸</u></p> <p>30. <u>食料品、飲料、健康食品及びビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の販売</u></p> <p>31. <u>衣料品、化粧品、装身具及び日用雑貨の販売</u></p> <p>32. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 5 月 30 日変更 平成 29 年 6 月 9 日登記</p>
	<p>1. 一般事務処理、計算の受託</p> <p>2. 電話受信発信事務代行業務</p> <p>3. 給排水、衛生設備工事の設計、監督並びに施工</p> <p>4. 水道器具の修理、取り付け、水道施設工事の設計、監督並びに施工</p> <p>5. 洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業</p> <p>6. 漏水調査、水漏修理、給排水管等のつまり除去並びに定期清掃</p> <p>7. 以上 3 号ないし 6 号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋</p> <p>8. 錠前の施工、修理、交換、開錠並びにスペアキーの製造、販売</p> <p>9. 防犯、防火及び安全に関する設備機器、システムの設計、施工、販売</p> <p>10. ミネラルウォーター、清涼飲料、嗜好飲料、滋強飲料、乳製品の販売及び輸出入</p> <p>11. 酒類の販売</p> <p>12. ウォーターディスペンサー、浄水器の販売及び輸出入</p>

	<p>13. 以上10号ないし12号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋 14. カタログ、チラシ又はインターネット・ホームページによる通信販売業 15. 書籍、印刷物の企画制作及び販売 16. 広告業 17. マーケティング調査業 18. 研修会、セミナー等催事の企画立案及び運営業務 19. 住宅に関する増改築・改装・修理・清掃・保守・管理等のサービスの提供、仲介及び紹介 20. 住宅関連事業者に対する情報提供、市場調査、コンサルティング 21. 住宅建築資材・機器の販売、仲介及び紹介 22. 通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス業務及び情報収集サービス業務 23. 建築工事業及び住宅リフォーム工事業 24. 建築に付帯する内外装工事の請負 25. フィットネスクラブの経営 26. スポーツクラブ、スポーツ教室及び文化教室の経営 27. スポーツと美容に関するコンサルタント業務 28. トレーニング用機器・器具、運動器具及びスポーツ用品の販売 29. 医療用器具、理学診療用器具、口腔衛生器具及びその付属品の販売、賃貸 30. 食料品、飲料、健康食品及びビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の販売 31. 衣料品、化粧品、装身具及び日用雑貨の販売 32. 電気製品、電気設備、電子機器商材及びコンピューター並びに関連機器に関する保守、点検、修理、販売 33. 情報機器用コンテンツの開発、販売、運営、保守及び管理 34. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p style="text-align: right;">平成30年 5月30日変更 平成30年 6月11日登記</p>	
単元株式数	100株	平成27年 5月29日設定 ----- 平成27年 6月 3日登記
発行可能株式総数	640万株	平成27年 5月29日変更 ----- 平成27年 6月 3日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>192万4000株</u>	平成27年 8月28日変更 ----- 平成27年 9月 3日登記
	発行済株式の総数 <u>195万1200株</u>	平成29年 7月 4日変更 ----- 平成29年 7月11日登記
	発行済株式の総数 <u>203万1200株</u>	平成30年 1月31日変更 ----- 平成30年 2月13日登記

	発行済株式の総数 203万2600株	平成30年 7月 4日変更 ----- 平成30年 7月10日登記
資本金の額	金2億5394万円	平成27年 8月28日変更 ----- 平成27年 9月 3日登記
	金2億7376万8800円	平成29年 7月 4日変更 ----- 平成29年 7月11日登記
	金2億7856万8800円	平成30年 1月31日変更 ----- 平成30年 2月13日登記
	金2億8030万9700円	平成30年 7月 4日変更 ----- 平成30年 7月10日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更	平成24年 4月 2日登記
役員に関する事項	取締役 <u>大垣内剛</u>	平成27年 6月23日重任 ----- 平成27年 6月26日登記
		平成29年 5月30日重任 ----- 平成29年 6月 9日登記
	取締役 <u>大垣内剛</u>	令和 1年 5月30日重任 ----- 令和 1年 6月11日登記
		平成27年 6月23日重任 ----- 平成27年 6月26日登記
	取締役 <u>大垣内好江</u>	平成29年 5月30日退任 ----- 平成29年 6月 9日登記

	取締役	<u>磯 嶋 和 彦</u>	平成27年 6月23日重任
			平成27年 6月26日登記
	取締役	<u>磯 嶋 和 彦</u>	平成29年 5月30日重任
			平成29年 6月 9日登記
			令和 1年 5月30日退任
			令和 1年 6月11日登記
	取締役	<u>馬 場 正 信</u>	平成27年 6月23日重任
			平成27年 6月26日登記
	取締役	<u>馬 場 正 信</u>	平成29年 5月30日重任
			平成29年 6月 9日登記
			令和 1年 5月30日退任
			令和 1年 6月11日登記
	取締役	<u>谷 上 淳 子</u>	平成27年 6月23日重任
			平成27年 6月26日登記
	取締役	<u>谷 上 淳 子</u>	平成29年 5月30日重任
			平成29年 6月 9日登記
	取締役	<u>谷 上 淳 子</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 6月11日登記
取締役	<u>小 林 寿 之</u>	平成29年 5月30日就任	
		平成29年 6月 9日登記	
取締役	<u>小 林 寿 之</u>	令和 1年 5月30日重任	
		令和 1年 6月11日登記	
取締役	<u>加 藤 伸 克</u>	平成30年 5月30日就任	
		平成30年 6月11日登記	
取締役	<u>加 藤 伸 克</u>	令和 1年 5月30日重任	
		令和 1年 6月11日登記	

取締役	小 森 光 嘉	令和 1年 5月30日就任
		令和 1年 6月11日登記
<u>広島市中区幟町1番15-901号</u> 代表取締役	<u>大 垣 内 剛</u>	平成27年 6月23日重任
		平成27年 6月26日登記
<u>広島市中区幟町1番15-901号</u> 代表取締役	<u>大 垣 内 剛</u>	平成29年 5月30日重任
		平成29年 6月 9日登記
広島市中区幟町1番15-901号 代表取締役	大 垣 内 剛	令和 1年 5月30日重任
		令和 1年 6月11日登記
<u>監査役</u>	<u>石 井 睦 子</u>	平成27年 6月23日重任
		平成27年 6月26日登記
(社外監査役)	石 井 睦 子	令和 1年 5月30日重任
		令和 1年 6月11日登記
<u>監査役</u>	<u>小 野 博</u>	平成27年 6月23日重任
		平成27年 6月26日登記
(社外監査役)	小 野 博	令和 1年 5月30日重任
		令和 1年 6月11日登記
<u>監査役</u>	<u>大 江 隆</u>	平成27年 6月23日重任
		平成27年 6月26日登記
(社外監査役)	大 江 隆	令和 1年 5月30日重任
		令和 1年 6月11日登記

	<p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p> <p>平成27年 6月23日就任 ----- 平成27年 6月26日登記</p> <p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p> <p>平成28年 5月27日重任 ----- 平成28年 6月 9日登記</p> <p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p> <p>平成29年 5月30日重任 ----- 平成29年 6月 9日登記</p> <p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p> <p>平成30年 5月30日重任 ----- 平成30年 6月11日登記</p> <p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p> <p>令和 1年 5月30日重任 ----- 令和 1年 6月11日登記</p>	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>平成27年 6月23日設定 平成27年 6月26日登記</p>	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>平成27年 6月23日変更 平成27年 6月26日登記</p>	
支店	<p>1 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号</p>	<p>平成25年12月24日移転 ----- 平成25年12月26日登記</p>
新株予約権	<p><u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u></p> <p><u>1040個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</u></p> <p><u>1040個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</u></p> <p>平成27年 5月29日変更 平成27年 6月 3日登記</p>	

800個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

平成27年 6月24日変更 平成27年 6月26日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1040株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

普通株式10万4000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

平成27年 5月29日変更 平成27年 6月 3日登記

普通株式8万株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

平成27年 6月24日変更 平成27年 6月26日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1万2000円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合には、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{1}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数
上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金120円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合には、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{1}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数
上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

平成27年 5月29日変更 平成27年 6月 3日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成20年2月1日から平成30年1月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること、もしくは当社取引先であることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>③その他権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>①新株予約権が上記の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>	<p>平成20年 1月31日発行</p> <p>平成20年 2月12日登記</p>
	<p>平成30年1月31日第1回新株予約権全部行使</p> <p>平成30年 2月13日登記</p>	
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>	
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>	
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社</p> <p>平成21年 5月29日設定 平成21年 6月15日登記</p>	
<p>会計監査人設置会社に関する事項</p>	<p>会計監査人設置会社</p> <p>平成27年 6月23日設定 平成27年 6月26日登記</p>	
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>平成12年5月11日有限会社アクアラインを組織変更し設立</p> <p>平成12年 5月11日登記</p>	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 元年 6月19日
広島法務局
登記官

柳 川 謙 二

